

指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関 に対する立入検査の結果

令和4年8月31日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）¹に基づき指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関（以下「指定機関」という。）である公益財団法人核物質管理センター（以下「NMCC」という。）に対して実施した立入検査²の結果について報告するものである。

2. 経緯

令和2年4月22日の第3回原子力規制委員会において、指定機関に対する立入検査について、以下の方針が了承された。

- (1) 情報セキュリティ対策については、NMCCから定期的にその対応状況について報告を受け、継続的に指導を行う。
- (2) NMCCにおける指定業務のマネジメントについては、NMCCの内部監査や定期マネジメントレビューの結果も毎年確認しつつ、情報セキュリティ対策以外も含め業務の実施体制に関するテーマを選択し、今後は2年に1回程度を目安に原子炉等規制法の規定に基づく立入検査を実施していく。

3. 立入検査の内容

- ・ 原子力規制庁は、令和2年に国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から六ヶ所保障措置分析所³（以下「OSL」という。）に関し品質マネジメントシステム導入等の推奨があったことを踏まえて、令和4年の立入検査は、OSLの品質マネジメントシステムの構築及び運用状況を確認することとした。
- ・ 具体的には、別表に記載する事業所等及び実施日において、主に以下の事項を確認した。
 - I. 法第61条の23の2第2号の規定に基づく保障措置分析
 - a. 分析試料の受け入れから、分析作業の実施、分析結果の記録、IAEAとの分析結果の共有に至る一連の流れ
 - b. 分析設備・機器の維持・保守の実施状況

¹法第61条の23第1項(法第61条の23の20において準用する場合を含む。)に規定する指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の業務の適確な遂行を確保するために行う立入検査

²核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領(平成29年3月1日原子力規制委員会決定)に基づき実施

³IAEA及び指定機関であるNMCCが保障措置検査試料の化学分析を行うために日本原燃(株)再処理工場内に設置されている分析所(オンサイトラボラトリー)

- II. 上記保障措置業務に密接な関係のあるプロセス
 - a. トップマネジメントの実施状況
 - b. 職員に対する力量管理の実施状況（特に分析技術の確保、維持向上に係る実施状況）
 - c. コロナ禍を考慮した備えや業務の見直し等の取組の実施状況

(別表)

事業所名（所在地）	実施日
本部（東京都台東区）	令和4年6月27日
六ヶ所保障措置センター（青森県上北郡六ヶ所村）	令和4年6月30日、7月1日
OSL（青森県上北郡六ヶ所村）	令和4年7月1日

4. 立入検査の結果

- ・ 法第61条の19に規定する適合命令、法第61条の23の14に規定する監督命令等が必要となる事項その他の法令違反は認められなかった。
- ・ 原子力規制庁は、NMCCが積極的に品質マネジメントシステムの構築に取り組み、継続的な改善に向け行動するとともに、OSLでは、IAEAと日々コミュニケーションをとりつつ化学分析にかかる課題の発見から改善にかかる取り組みが行われていることを確認した。令和4年のNMCCに対する立入検査の主な確認結果は、別紙のとおり。
- ・ 一方、原子力規制庁は、以下の点について、今後も引き続き確認していくこととした。
 - NMCCは、現時点で「製品及びサービスの設計・開発」プロセスを適用不可能な要求事項として除外しているが、設計・開発に該当するプロセスが出てきた場合は、品質マニュアルの改訂等を行い、品質マネジメントシステムの一部として実施するとしていること
 - NMCCは、異動等によりOSLにおける分析業務に再度従事した場合に再教育等を実施しているが、そのマニュアルについては今後整備していくとしていること

5. 情報セキュリティ対策

令和2年2月の立入検査において指摘していた、主に以下の2点について、NMCCから報告を受け、対応の進捗を確認した。

- (a) 情報セキュリティポリシーや情報管理規程に基づく情報管理策の具体的実施方法の検討
- (b) 支給外端末利用マニュアル策定の検討

その結果、以下のとおり対応が完了していることを確認した。

- (a) 情報セキュリティポリシーや情報管理規程に基づく情報管理策（例：各システム間の時刻の同期やログ情報の保護の対策等）が具体的に実施されていること
- (b) 支給外情報端末に関する情報セキュリティ対策として、情報管理規程を改訂し関連する規

定を盛り込むとともに、支給外端末利用マニュアルを令和3年3月26日に策定したこと

6. 今後の対応

法の規定に基づくNMCCへの立入検査については、緊急の必要がある場合その他特別な理由がある場合を除き、引き続き、2年に1回程度を目安に業務の実施体制に関するテーマを選択し、実施していく。

以上

令和4年のNMCCに対する立入検査

主な確認事項		主な確認結果	
I. 法第61条の23の2第2号の規定に基づく保障措置分析	a. 分析試料の受け入れから、分析作業の実施、分析結果の記録、IAEAとの分析結果の共有に至る一連の流れ	品質マネジメントシステムの整備 製品及びサービスの設計・開発プロセス 分析業務に係るプロセスフロー 分析に係る一連の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保障措置検査業務、保障措置検査試料の試験(分析)業務及び情報処理業務の主要3業務について、令和3年の品質マニュアルの改訂により、品質マネジメントシステムの体系が整えられ、履行されていた。 ・ 主要3業務は原子力規制委員会より交付される「実施指示書」又は「委託契約書」等の要求事項に基づき実施されるものとし、現在は主要な業務としての設計・開発は実施していないとして、品質マニュアル(ISO9001 認証取得の範囲)から「製品及びサービスの設計・開発」プロセスを適用不可能な要求事項として除外していた。ただし、設計・開発に該当するプロセスが出てきた場合は、品質マニュアルの改訂等を行い、品質マネジメントシステムの一部として実施することを考えているとのことであった。 ・ 品質マニュアル及び分析業務に係るプロセスフローに基づき、分析業務に必要なマニュアル類が整備、策定されていた。 ・ 上記のマニュアル類にのっとり、分析試料の受け入れ、分析作業の実施、分析結果の確認等、分析に係る一連の業務が実施されていた。
	b. 分析設備・機器の維持・保守の実施状況	分析機器の管理 分析設備・機器の更新計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析機器管理マニュアルに基づきOSLに設置されている分析機器を管理していた。 ・ 今後施設が稼働する場合を考慮し、中長期的に保守が必要な設備や機器について、日本原燃(株)及び保障措置室とNMCC内関係部署において更新計画を策定していた。
II. 上記保障措置業務に密接な関係のあるプロセス	a. トップマネジメントの実施状況	ISO9001 の認証取得 マネジメントレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001 の認証を取得することを令和3年2月に決定し、令和4年7月現在、取得に向けた認証機関の審査を受けていた。 ・ 令和4年3月1日に実施したマネジメントレビューでは、品質マニュアルに基づき、QMS⁴有効性評価会議や内部監査の結果を体系的に集約し、マネジメントレビューに報告する等の改善を行っていた。また、今後も、確実な運用と継続的改善を実施していくとのことであった。

⁴ クオリティマネジメントシステム

	<p>分析員の不足への対応</p> <p>職員に対する能力等の強化の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IAEAから要請を受けていた分析員の増員について、平成30年4月時点では分析業務に専従できる職員が5名であったものの、令和3年4月時点では9名に増員され、分析員の不足について対応していた。 ・従来からの保障措置検査員研修の実施、IAEA主催のトレーニングコースへの参加、各種資格の取得に関する能力向上プログラム等を継続するとともに、令和3年度より新入職員等の階層別の能力強化プログラムの開始や、国際的な動きも踏まえた理事長講話を定期的実施していた。
b. 職員に対する力量管理の実施状況 (特に分析技術の確保、維持向上に係る実施状況)	<p>技能認定</p> <p>能力の維持向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の技能を有する者を分析業務に従事させるため、分析技能認定マニュアルに分析技能の認定要件を定め、分析手法毎に技能認定を行っていた。 ・日々の分析業務に加えて、日本電気計器検定所で行われている「分析化学における不確かさ研修プログラム」に参加させる等、能力の維持向上に努めていた。 ・異動等によりOSLにおける分析業務に再度従事した場合は、再教育等を行うとのことであった。なお、再教育に関するマニュアルは今後整備していくとのことであった。 ・IAEAから要請を受けていたハイブリッドK吸収端濃度計測法(HKED)の人材育成として、国際HKEDワークショップを定期的にIAEAと共同で開催すると共に、海外との技術協力を検討していた(今年実施予定)。
c. コロナ禍を考慮した備えや業務の見直し等の取組の実施状況	<p>対策本部の立上げ</p> <p>緊急事態宣言時の保障措置検査等実施体制</p> <p>令和3年4月からの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長は令和2年3月17日に対策本部の立上げを指示すると共に、本部長として組織全体の対処方針を策定し、各拠点において各拠点の取り巻く環境を考慮した対策を検討するよう指示していた。 ・六ヶ所保障措置センターにおいては、理事長によって決定された対処方針により、緊急事態宣言時は二班体制で特別な保障措置検査等実施体制とすることや、事業者からの協力要請を受けて適宜PCR検査を実施する等、その時の状況を踏まえた取り組みを実施していた。 ・令和3年4月から導入されたりリモート対応PCを活用した在宅勤務の推進や座席の間に仕切りを設置すること等により三密を避ける等、政府からの指示等を踏まえて対応していた。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第十二章 国際規制物資の使用等に関する規制等

第二節 指定情報処理機関

(適合命令)

第六十一条の十九 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が第六十一条の十二第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収等)

第六十一条の二十三 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三節 指定保障措置検査等実施機関

(指定保障措置検査等実施機関)

第六十一条の二十三の二 原子力規制委員会は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その指定する者（以下「指定保障措置検査等実施機関」という。）に、次に掲げる業務（以下「保障措置検査等実施業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 一 第六十一条の二十三の七第一項に規定する実施指示書に基づいて行う保障措置検査
- 二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十八条第四項の規定により収去した試料又は同条第一項の規定により収去した試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去したものに限る。）の試験及び第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十項若しくは第十一項の規定により取り付け装置による記録の確認
- 三 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの

(監督命令)

第六十一条の二十三の十四 原子力規制委員会は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(準用)

第六十一条の二十三の二十 第六十一条の十七、第六十一条の十八及び第六十一条の二十三の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第六十一条の十八中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第六十一条の二十三第一項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

制定 平成29年3月1日 原規放発第1703016号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年7月31日 原規放発第17073112号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領を次のとおり定める。

平成29年3月1日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領

本要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、法第61条の10に規定する指定情報処理機関の情報処理業務及び法第61条の23の2に規定する指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査等実施業務の適確な遂行を確保するために行う立入検査について、必要な事項を定めることを目的とする。

1. 立入検査の対象

指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関として指定されている以下の者（以下「対象指定機関」という。）の全ての事務所又は事業所。

- ・公益財団法人核物質管理センター

2. 立入検査根拠及び手法

立入検査は、法第61条の23第1項（法第61条の23の20において準用する場合を含む。）に基づき、原子力規制庁職員が、対象指定機関の事務所又は事業所に立ち入り、別表に掲げる項目その他必要な項目について、対象指定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することにより実施

する。

3. 実施計画の策定

原子力規制庁長官官房放射線防護企画課保障措置室長（以下「保障措置室長」という。）は、原則として毎年度当初に実施計画の案を作成し、核物質・放射線総括審議官の決裁を受けるものとする。実施計画には以下の事項を含むものとする。

- ・実施時期
- ・検査方針
- ・重点確認事項

4. 実施時期

実施計画において定めた時期その他必要な時期に実施する。

5. 立入検査実施内容の通知

立入検査の実施に際しては、保障措置室長は、対象指定機関の代表者に対しあらかじめ立入検査実施内容を通知するものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他特別な理由がある場合は、この限りでない。

6. 立入検査の実施

立入検査の実施に際しては、事前に通知した立入検査実施内容に基づき必要事項を確認するものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他特別な理由がある場合は、この限りでない。

7. 違反事項等の取扱

立入検査において、次に掲げる場合は、対象指定機関の代表者に対して事実関係について確認する。

イ 法第61条の16第3項若しくは第61条の23の8第3項の規定による業務規定の変更命令、法第61条の19の規定による適合命令、法第61条の21若しくは第61条の23の16の規定による指定の取消し等の命令、法第61条の23の12の規定による解任命令若しくは法第61条の23の14の規定による監督命令（以下「変更命令等」という。）の要件に該当する疑いがある事実を発見し、又はその旨の報告を受けた場合

- ロ 法第61条の18（法第61条の23の20において準用する場合を含む。）に規定する義務（以下「秘密保持義務」という。）の違反の疑いがある事実を発見し、又はその旨の報告を受けた場合
- ハ ロの違反以外の法令違反の疑いがある事実を発見し、又はその旨の報告を受けた場合その他保障措置室長が必要と認めた場合

保障措置室長は、事実関係についての確認により、変更命令等の要件に該当する疑いがある事実又は法令違反の疑いがある事実を発見し、又はその旨の報告を受けた場合は、原子力規制委員会に報告し、その指示を受けて、当該事実の重要度に応じた必要な措置を講じることとする。また、その後も適切な時期に検査を行い、その改善状況について確認する。

また、保障措置室長は、これらの場合に該当しないが、改善が必要な事項があると認める場合には、対象指定機関の代表者に対して、当該事項について改善を求めることとする。また、その後も適切な時期に検査を行い、その改善状況について確認する。

8. 立入検査結果

保障措置室長は、立入検査実施後にその結果を取りまとめ、原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等において公表する。

附 則

本規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成29年7月31日から施行する。

別表 検査項目及び根拠条項

項 目	根 拠	
	指定情報処理機関	指定保障措置検査等実施機関
手続	法第61条の11、第61条の14	法第61条の23の3、第61条の23の6、第61条の23の11
指定の要件等	法第61条の12、第61条の13、第61条の21	法第61条の23の4、第61条の23の5、第61条の23の16
業務の実施義務等	法第61条の15、第61条の20	法第61条の23の7、第61条の23の15
業務規定	法第61条の16	法第61条の23の8
事業計画等	法第61条の17	法第61条の23の20
秘密保持義務	法第61条の18	法第61条の23の20
区分経理	—	法第61条の23の9
帳簿	—	法第61条の23の17

令和元年度指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関 に対する立入検査結果について

令和2年4月22日
原子力規制庁

原子力規制庁は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センター（以下「NMCC¹」という。）において、平成27年から平成28年にかけて情報セキュリティ対応の不備（情報流出の発生及び当該事象について原子力規制委員会に対する報告を怠ったことなど）があったことから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領」（平成29年3月1日 原子力規制委員会）に基づき、平成28年度から毎年、NMCCに対して原子炉等規制法の規定²に基づく立入検査を実施している。

令和元年度に実施した同立入検査の結果及びその後の状況は以下のとおり。

1. NMCCに対する立入検査実施状況

事業所名	実施日
本部（東京都台東区）	令和2年2月12日
六ヶ所保障措置センター	令和2年2月14日
東海保障措置センター	令和2年2月20日

※ 立入検査時に対応状況が確認できなかったものについては、追加的に資料の提出を求め確認した。

2. 主な検査内容

¹ Nuclear Material Control Center

² 指定情報処理機関に対しては原子炉等規制法第61条の23第1項の規定、指定保障措置検査等実施機関に対しては同法第61条の23の20の準用規定

(1) 情報セキュリティ関係

- ① 情報セキュリティの強化のために導入した新基盤情報システムの運用状況
- ② 情報セキュリティ対策を自律的に維持・改善するための体制の整備状況
- ③ 情報関連規程類の改善状況

(2) 一般事項

- ① 品質保証活動の実施状況

3. 立入検査結果及びその後のフォローアップ

(1) 情報セキュリティ関係

令和元年度における情報流出等の情報セキュリティ対応の不備は認められなかった。また、昨年度までの指摘事項はいずれも改善されていることに加え、以下の通り、NMCCの情報セキュリティ対策が大幅に改善されたこと、今後の継続的改善の方向性が適切であることを確認した。

- ・令和元年7月に新基盤情報システムの本格運用を開始し、運用開始後の不具合やトラブル等への対応を問題なく行った。
- ・従来から実施してきた情報セキュリティに関する内部監査に加え、令和元年度からは外部監査も開始するなど、情報セキュリティ対策を自律的に維持・改善できる仕組みを構築しつつある。
- ・情報セキュリティポリシー、情報管理規程、情報管理要領の改訂により、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーへの準拠等を進めている。

その他個別に確認した事項の中に指摘すべき点は認められなかったが、外部監査において指摘された ISMS マニュアルの運用に関する対応方針の検討、支給外情報端末の取り扱いに関する情報セキュリティ関係規程の改訂等について対応するようNMCCに指導した。

(2) 品質保証活動の実施状況

品質保証の関係規程類に基づき適切に業務をマネジメントするシステムが構築されていること、また、NMCCとしての統一的な品質保証マニュアルの体系の整備や改訂を実施していくこと等、今後の継続的改善の方向性が適切であることを確認した。その他個別に確認した事項の中に指摘すべき点は認められなかったが、長期間改訂していない品質保証関連文書は計画的に改訂するようNMCCに指導した。

4. 今後の対応

平成28年度から毎年1回、情報セキュリティ対策を主なテーマに原子炉等規制法の規定に基づく立入検査を行ってきたが、情報セキュリティ対策に相当の進展が見られたことから、今後は以下のとおり対応する。

- (1) 情報セキュリティ対策については、NMCCから定期的にその対応状況について報告を受け、継続的に指導を行う。
- (2) NMCCにおける指定業務のマネジメントについては、NMCCの内部監査や定期マネジメントレビューの結果も毎年確認しつつ、情報セキュリティ対策以外も含め業務の実施体制に関するテーマを選択し、今後は2年に1回程度を目安に原子炉等規制法の規定³に基づく立入検査を実施していく。

以上

³ 指定情報処理機関に対しては原子炉等規制法第61条の23第1項の規定、指定保障措置検査等実施機関に対しては同法第61条の23の20の準用規定